

遠野市監査委員告示第13号
令和5年11月30日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年度公の施設に係る指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田博子
遠野市監査委員 奥友康悦

令和5年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書

1 監査の期日・場所及び対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和5年度の指定管理者による公の施設の管理に係る業務の執行について、書類監査を令和5年10月11日、16日、18日の3日間、指定管理者及び担当課からの聞き取りによる監査を下表の日程で各指定管理者の事務室等において2日間、合計5日間実施した。

期 日	指定管理者名	施設名	市担当課名
10月20日 (金)	上郷町農産物直売組合	遠野市上郷町農産物直売加工施設	畜産園芸課
	上郷町地域づくり推進協議会	遠野市上郷地区センター	市民協働課
	青笹町地域づくり連絡協議会	遠野市青笹地区センター	市民協働課
10月23日 (月)	小友町農産物直売組合	遠野市小友町農産物直売加工施設	畜産園芸課
	達曽部地域づくり連絡協議会	遠野市達曽部地区センター	市民協働課

2 監査の着眼点

(1) 市担当課の監査項目

- ア 指定管理者の指定は、適正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 指定管理料の積算、支出は適正に行われているか。
- オ 協定書に基づく事業計画書及び事業報告書の点検、指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者の監査項目

- ア 施設は法令、条例の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ウ 利用料金の設定等は、適正になされているか。
- エ 施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は、明確になっているか。
- オ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正になされているか。
- カ 利用促進のための努力はなされているか。

3 監査の結果

いずれの施設も公の施設の設置目的に沿って管理運営されていたが、農産物直売加工施設において、指定管理者が設定する利用料金の申請手続きがなされていなかった。当該指定管理者にあつては、協定書及び仕様書に基づいた適切な事務処理を望むものであり、担当課においてはその指導を徹底されたい。

また、地区センターの指定管理において、指定管理者の関係規則と一致しない事務処理が一部に見受けられたことから、新たな指定管理期間に向け適切な管理運営となるよう関係規則等を再度確認されたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点のうち軽微なもので口頭により措置を促したもののについては、記述を省略する。指定管理者ごとの監査結果については、次のとおりである。

監 査 結 果

I 上郷町農産物直売組合

1 公の施設の名称等

施 設 名	所 在 地
上郷町農産物直売加工施設	遠野市上郷平倉36地割10番地 5

- 2 利用者数 令和4年度実績 151,545人 前年度比 106.1%
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）
- 4 指定管理料 なし
- 5 決算状況

（消費税込み 単位：円）

項 目		令和4年度
収 入	1 利用料金	10,545,975
	2 自主事業収入	2,643,331
	3 その他収入	3,072,017
	4 指定管理料	0
	合 計	16,261,323
支 出	1 人件費	5,291,971
	2 事業費	7,887,329
	3 管理費	3,615,081
	合 計	16,794,381
収支差額		△533,058

組合の決算期間は令和4年1月1日から12月31日までであり、組合規約に基づき余剰金を組合員に返還したことから、指定期間の収支差額はマイナスとなっている。

6 指摘事項等

〔指摘事項〕

（上郷町農産物直売組合）

公の施設の利用料金は、指定管理者が条例や市との協定に規定された額の範囲内において市長の承認を得て定めることとされているが、今回の指定管理期間においては承認を受けないまま料金を徴収していた。

（畜産園芸課）

指定管理にあたっては利用料金制を導入しており、指定期間において利用料金の承認申請、また、変更が生じた場合には変更申請を行うよう指定管理者に指導すべきであった。

〔意見・要望〕

（上郷町農産物直売組合）

会計処理は適正に行われており、施設・設備については、組合レジ当番が清掃及び陳列棚等の管理を行っていたほか、トイレについては利用者の施設イメージや満足度の向上を図るため、1時間ごとに見回りを行うなど維持管理に努めていた。

また、月1回の季節や特徴的なイベントの開催、ポイントカードの活用によるリピーターの増加等販売促進に向けた取組が認められた。

しかしながら、組合員の高齢化による後継者不足が深刻化してきており、更に組合員増加に向けた取組を推進されたい。

なお、指定管理における必要な事務手続きについては、基本協定書及び仕様書を再確認し、遺漏なく確実に行われたい。

(畜産園芸課)

安全管理の防災業務における夜間の消防訓練については、夜間営業をしていない産直組合は対象施設に該当しないことから、仕様書の見直しを図られたい。

また、指定管理者と認識を共有し、適正な指定管理となるよう指導されたい。

II 上郷町地域づくり推進協議会

1 公の施設の名称等

施設名	所在地
遠野市上郷地区センター	遠野市上郷町板沢11地割5番地4

2 利用者数 令和4年度実績 6,471人(2,806人) 前年度比 79.0%

※括弧書きは有料で利用した人数を再掲。

3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年)

4 指定管理料 令和4年度 17,161,627円、令和5年度 21,059,000円

5 決算状況

(消費税込み 単位：円)

項目		令和4年度
収入	1 利用料金	214,042
	2 自主事業収入	0
	3 その他収入	6,869
	4 指定管理料	19,460,000
	合計	19,680,911
支出	1 人件費	10,102,529
	2 事業費	198,675
	3 管理費	7,081,334
	合計	17,382,538
収支差額		2,298,373

収支差額2,298,373円は、基本協定書に基づき指定管理者から指定管理料余剰金として市に返還されている。

6 指摘事項等

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

(上郷町地域づくり推進協議会)

施設の維持管理については、渡り廊下の床及び非常灯の修繕、大広間のカーテン及び室内消火栓ホースの更新のほか、体育館2階にある不用品の整理など業務仕様書に基づき適切に行われていた。

また、市民協働事業及び生涯学習・社会教育に関する事業として、65歳以上を対象とした一人暮らし交流会、親子で行うお菓子作りやフラワーアレンジメント教室、上郷町万年青老人クラブとの共催による冬期間の健康づくりが展開されていた。

事務処理は適正に行われており、今後も活発な事業展開による地域づくりと住民サービスの向上を望む。

なお、消防用設備等点検で不良箇所が認められたことから、適切な措置を講じるとともに、建物等の修繕が必要な部分については担当課と協議し対応されたい。

(市民協働課)

毎年度指定管理者から管理運営に係る事業計画と四半期ごとの事業報告書等が提出され、担当課では提出された書類及び実施調査から施設の管理状況を把握し、必要に応じて指導を行っており、指定管理者との連携は図られていた。

Ⅲ 青笹町地域づくり連絡協議会

1 公の施設の名称等

施設名	所在地
遠野市青笹地区センター	遠野市青笹町青笹13地割3番地1

2 利用者数 令和4年度実績 10,350人(1,694人) 前年度比 113.0%

※括弧書きは有料で利用した人数を再掲。

3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年)

4 指定管理料 令和4年度 16,402,172円、令和5年度 21,179,000円

5 決算状況

(消費税込み 単位:円)

項目		令和4年度
収入	1 利用料金	203,742
	2 自主事業収入	0
	3 その他収入	13,432
	4 指定管理料	18,200,000
	合計	18,417,174
支出	1 人件費	10,242,449
	2 事業費	96,140
	3 管理費	6,280,757
	合計	16,619,346
収支差額		1,797,828

収支差額 1,797,828円は、基本協定書に基づき指定管理者から指定管理料余剰金として市に返還されている。

6 指摘事項等

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

(青笹町地域づくり連絡協議会)

施設の管理運営については、業務仕様書に基づき適切に業務が行われており、事務処理も適正に行われていた。指定管理者として、団体における就業規則、給与規程、災害時マニュアル等の整備のほか、職員を対象とした研修を行う等セキュリティに対する意識の向上が図られていると認めた。

また、市民協働事業及び生涯学習・社会教育に関する事業として、青笹保育園・児童館との合同避難訓練、吹矢教室、つるしびな講座が開催されていた。

令和4年度に実施したアンケート調査結果から、新たな施策や事業の改善に取り組み、地域づくりが更に推進されることに期待する。

(市民協働課)

毎年度指定管理者から管理運営に係る事業計画と四半期ごとの事業報告書等が提出され、担当課では提出された書類及び実施調査から施設の管理状況を把握し、必要に応じて指導を行っており、指定管理者との連携は図られていた。

IV 小友町農産物直売組合

1 公の施設の名称等

施設名	所在地
小友町農産物直売加工施設	遠野市小友町15地割7番地

- 2 利用者数 令和4年度実績 65,661人 前年度比 106.4%
 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）
 4 指定管理料 令和4年度 1,232,000円、令和5年度 1,232,000円
 5 決算状況

(消費税込み 単位：円)

項目		令和4年度
収入	1 利用料金	5,966,287
	2 自主事業収入	607,797
	3 その他収入	4,456,022
	4 指定管理料	1,232,000
	合計	12,262,106
支出	1 人件費	2,516,834
	2 事業費	5,109,677
	3 管理費	3,545,573
	合計	11,172,084
収支差額		1,090,022

6 指摘事項等

[指摘事項]

(小友町農産物直売組合)

公の施設の利用料金は、指定管理者が条例や市との協定に規定された額の範囲内において市長の承認を得て定めることとされているが、今回の指定管理期間においては承認を受けないまま料金を徴収していた。

(畜産園芸課)

指定管理にあたっては利用料金制を導入しており、指定期間において利用料金の承認申請、また、変更が生じた場合には変更申請を行うよう指定管理者に指導するべきであった。

[意見・要望]

(小友町農産物直売組合)

施設の管理運営については、業務仕様書に従い適正に行われており、会計処理も明確に管理がなされていた。平成28年度から、24時間トイレの増設に伴う管理費の増額分を指定管理料として受け取っている。

産直全体の目標として、総売上1億円を掲げ、商品を見やすくするために陳列棚の更新を行ったほか、年間イベントや毎月第一日曜日を白米の特売日（10%引き）にするなど販売促進に取り組んでいた。

しかしながら、組合員の高齢化による後継者不足が深刻化していることから、組合員増加に向けた取組を更に進められたい。

なお、指定管理における必要な事務手続きについては、基本協定書及び仕様書を再確認し、遺漏なく確実に進められたい。

(畜産園芸課)

安全管理の防災業務における夜間の消防訓練については、夜間営業をしていない産直組合は対象施設に該当しないことから、仕様書の見直しを図られたい。

また、指定管理者と認識を共有し、適正な指定管理となるよう指導されたい。

V 達曽部地域づくり連絡協議会

1 公の施設の名称等

施設名	所在地
遠野市達曽部地区センター	遠野市宮守町達曽部15地割31番地1

2 利用者数 令和4年度実績 2,821人(43人) 前年度比 110.8%

※括弧書きは有料で利用した人数を再掲。

3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年)

4 指定管理料 令和4年度 14,862,267円、令和5年度 18,237,000円

5 決算状況

(消費税込み 単位:円)

項目		令和4年度
収入	1 利用料金	2,970
	2 自主事業収入	0
	3 その他収入	24,380
	4 指定管理料	17,044,000
	合計	17,071,350
支出	1 人件費	10,748,365
	2 事業費	87,870
	3 管理費	4,053,382
	合計	14,889,617
収支差額		2,181,733

収支差額 2,181,733円は、基本協定書に基づき指定管理者から指定管理料余剰金として市に返還されている。

6 指摘事項等

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

(達曽部地域づくり連絡協議会)

施設の管理運営については、業務仕様書に従い業務は適正に行われていた。

また、市民協働事業及び生涯学習・社会教育に関する事業として、地区住民による地区センター周辺の環境整備、児童クラブでの防災学習教室、ストレッチ教室、つるし雛づくり、そば打ち体験教室が開催されていた。

令和4年度の地区センター改修工事により安全で快適な施設環境が整い利便性が向上したことから、今後の持続可能な地域づくりへの取組に期待する。

なお、指定管理者として、団体における就業規程、給与規程、会計規程、特定個人情報保護規程等は整備されていたが、これらの定めと一致していない事務処理が一部に見受けられた。来年度が更新の時期であることから、内容を精査し適正な事務処理となるよう関係規則等の見直しを図られたい。

(市民協働課)

毎年度指定管理者から管理運営に係る事業計画と四半期ごとの事業報告書等が提出され、担当課では提出された書類及び実施調査から施設の管理状況を把握し、必要に

応じて指導を行っていた。

なお、指定管理者の関係規則等と一致していない事務処理が一部に見受けられたことから、その整備にあたっては基本協定書及び仕様書に基づき、内容に齟齬が生じないように今後も指導されたい。